

目 次

序章 第5次勝山市総合計画の策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	
2. 計画の構成	
3. 目標年次	
第1章 まちの将来像	3
1. 基本理念	
2. 目指すべきまちの姿	
3. 基本政策	
第2章 まちづくりの指標	6
1. 将来人口とまちづくりの方向性	
2. 人口構成	
3. 産業構造	
第3章 まちづくりの基本的視点	8
1. 子育て環境モデル都市の実現、人間性豊かな教育環境の実現	
2. 健康長寿のまち勝山の実現	
3. 多彩な文化芸術活動の振興、スポーツの振興	
4. 働く場の確保、まちづくり観光の推進	
5. 循環型農業の推進、林業および内水面漁業の振興	
6. 雪などの災害に強いまちづくりの推進、交通体系の整備	
第4章 まちづくりの政策体系	11
1. すべての市民の力を合わせた広く開かれたまちづくり	
2. 誰もが安心して暮らせる人にやさしいすこやかなまちづくり	
3. にぎわいと産業の振興、連携による持続可能なまちづくり	
4. 美しい環境や景観の中で便利で快適に暮らせるまちづくり	
5. 豊かな人間性とたくましさをもったひとを育むまちづくり	

序章 第5次勝山市総合計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

勝山市は、市政運営の指針として、地方自治法第2条第4項¹に基づき、昭和48年3月策定の「総合振興計画」以来、4次にわたり長期計画を策定してきました。

平成14年6月に策定した第4次勝山市総合計画では、「環境に配慮した誰もが住みたくなるまち」を目指して、子育て支援策の充実、既存産業の育成支援、中部縦貫自動車道の建設促進、えちぜん鉄道の復活などの政策に取り組み、まちづくりの基盤が整いつつあります。

しかし、近年、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

出生数の急激な減少によりわが国の人口は、平成16年をピークとして既に人口減少期に入っています。同時に、わが国は世界に類を見ない速さで高齢化が進展し、未曾有の超高齢社会²が到来しています。

勝山市においても平成13年に24.7%であった高齢化率が平成22年には29.0%まで上昇し、出生数の減少と併せて人口構成が大きく変化してきました。このため地域によっては、コミュニティの共助機能の弱体化や地域の活力低下が懸念されています。

また、高速インターネット網が世界中に張り巡らされたことで、誰もが瞬時に世界への情報発信とアクセスが可能となりました。さらには、国内では携帯電話の世帯普及率が90%を超えるなど、高度情報化の進展は留まるどころを知りません。

一方、人間の経済活動によって引き起こされた温室効果ガスがおもな要因になっているとされる地球温暖化は、人間の生存に関わる世界共通の課題であると同時に、私たちの暮らしに密接に関わる身近な問題でもあります。

地球温暖化により海水面の上昇、異常気象の増加のみならず、生物種の大規模な絶滅すら引き起こす可能性があります。勝山市においても大規模な水害や雪害が発生し、市民生活が大きな影響を受けています。

この第5次勝山市総合計画は、こうした近年の大きな社会経済環境の変化、および今後の動向を見極めながら、これまで勝山市が進めてきたまちづくりの成果を基礎に、人々の価値観やライフスタイルの多様化に対応した勝山市の将来像を定め、勝山市を50年後、100年後まで発展させるために、市民が力を合わせてこれを実現するための最初の10年間の設計図として基本的な方策を明らかにするものです。

1 ※地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

なお、第5次勝山市総合計画は地方自治法に定められた基本構想に加え、基本計画についても市議会の議決を経て策定する。

2 ※超高齢社会

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

基本構想【序章】

なお、本計画は、市議会総合計画特別委員会における議論を踏まえ、市議会の議決を経て策定し、次のような役割を担うものとします。

- (1) 市政運営にあたっての総合的かつ計画的な指針
- (2) 市民等がまちづくり活動を行う際の基本的な指針
- (3) 国や県が勝山市を含むエリアで策定、実施する各種計画、施策に対し、勝山市のまちづくりの考え方を示すための指針
- (4) 近隣自治体と連携して広域的に推進する各種施策に対し、勝山市のまちづくりの考え方を示すための指針

2. 計画の構成

第5次勝山市総合計画は、「基本構想」および「基本計画」で構成し、それぞれ次のような性格を持っています。

(1) 基本構想

地方自治法により定められた総合計画の根幹を成す部分であり、市民と行政が協力しながら総合的に目指していく“まちの将来像”や、まちづくりの基本的視点を明示したものです。

(2) 基本計画

基本構想で示した“まちの将来像”を計画的に実現するための具体的な施策体系を示すとともに、横断的に連携して取り組むべき政策や地域力向上のための重点政策を定め、各施策の方針およびその達成すべき指標を明らかにしたものです。

また、基本計画で示されたそれぞれの施策指標を達成するために、P D C Aサイクル³による政策基本目標管理によって進行管理していきます。

3. 目標年次

第5次勝山市総合計画は、平成23年度からの10年間を計画期間とし、平成32年度（2020年）を目標年次とします。ただし、目標年次に関わらず国等の大幅な制度変更等、社会経済環境の変化に応じて、計画の内容を変更する場合があります。

³ ※P D C Aサイクル

マネジメントサイクルの一つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）をらせん状に繰り返すことによる継続的な施策の改善活動。

なお、勝山市では、市長による政策ヒアリング（政策基本目標管理）により、毎年4月に前年度の施策結果の評価およびこれを踏まえた当年度施策の改善を、10月には当年度施策の実行状況の確認およびこれを踏まえた次年度施策の計画案についてP D C Aサイクルによる改善活動を実施している。